

一般社団法人島根県レクリエーション協会あそびの日活動助成金交付規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本レクリエーション協会（以下「日レク」という。）が主催する、全国一斉「あそびの日」キャンペーン（以下「あそび日」という。）に取り組む、正会員及び本会に所属する公益財団法人日本レクリエーション協会公認指導資格保有者（以下、「有資格者」という。）の各種事業に対して助成する助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 この交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 本会の正会員及び有資格者が主催または共催し、日レクが主催するあそびの日の事業に参画し、承認された事業とする。
- (2) 有資格者が実施する場合は、3名以上の有資格者がグループとして関わっていること。
- (3) 助成事業の数は、原則として1団体につき3会場までとする。
- (4) 本会の他の助成等を受けている事業は対象外とする。

(助成の金額)

第3条 本会が交付する助成金の額は、1団体1会場10,000円とする。

(助成金交付等の手続き)

第4条 この助成金の交付申請等については、次のとおりとする。

- (1) 助成の交付を受けようとする正会員は、助成金交付申請書（様式1）を本会会長に提出しなければならない。
- (2) 本会会長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を総務委員会で審議し、適当と認めたときは助成金交付決定通知書（様式2）をもってその正会員に対し通知し、助成金を交付するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(付 則)

この規定は、令和6年5月18日より施行する。